

(連絡事項)

自然災害発生時の状況報告 及び事故報告について

令和6年2月
北海道産業保安監督部 保安課

昨今は津波、地震、台風、大雨、洪水、噴火及び大雪等による災害（以下、「自然災害」という。）が各地で発生しております。

自然災害の発生時等においては、下記により当部保安課あて報告（メール等）をお願いします。

また、ガス事故については、速報案件でない場合も当部への速やかな1報（メール又は電話）の御協力をよろしくお願いします。

記

■ 平日の昼間（8:30～17:15）

1. 電話

保安課直通 011-709-8346

交換経由 011-709-2311（内線2745～2748）

2. 電子メール

保安課 bzl-hokkaido-hoan@meti.go.jp

■ 平日の夜間（17:15～8:30）及び土・日・祝日（閉庁日）

1. 電話

防災携帯1 080-5471-7195

防災携帯2 080-5471-7202

2. 電子メール

防災携帯1 hokkai-hoankacho@docomo.ne.jp

防災携帯2 hokkai-hoanbousai@ezweb.ne.jp

報告対象の「自然災害」とは下記の事象とします。

1. 震度5弱以上の地震発生
2. 大津波警報（特別警報含む）発令
3. 台風による警報（大雨、洪水、暴風等）発令
4. 火山噴火警報発令
5. 気象に関する特別警報（大雨、大雪、暴風等）発令
6. 今後の台風豪雨対応の向上に向けた取組（3頁参照）

- 警戒レベル 4 相当の「土砂災害警戒情報」等が概ね 4 時間以上継続(※)
 - 市町村から警戒レベル 4「退避勧告」や「避難指示（緊急）」が発令
- ※短時間の警戒レベル 4 等の場合は報告不要

津波、台風、洪水、大雨、噴火等の自然災害に関しては、非難指示や避難勧告が発令される場合もあり、事業所への出勤や現場の点検等は、決して無理をせず、身の安全を第一に対応願います。

(参考)地震発生時の報告例

速報（第 1 報） 件名：地震状況速報（第 1 報）【事業者名】
本文：〇月〇日〇〇：〇〇 供給区域内で震度〇の地震発生。被害状況等調査中。

速報（第 2 報） 件名：地震状況速報（第 2 報）【事業者名】
本文：点検の結果異常なし（〇〇：〇〇点検完了）

（異常がある場合）

自然災害発生後、1 時間毎に報告願います。（分かる範囲で）

本文：1. 被害の概要
2. 発生場所
3. 人的・物的被害の状況
4. 供給支障区域、供給支障戸数
5. 復旧見通し 等

今後の台風豪雨対応の向上に向けた取組について

- ・一般ガス導管事業者等 令和2年4月より運用開始
- ・小売事業者（旧簡易ガス事業者） 令和2年9月より運用開始

【取組の経緯】

- ・ガス導管については、風雨による影響は比較的受けにくいですが、極端な大雨のような場合、土砂災害等による二次被害を防止するための保安措置として供給停止に至った事案が生じている。
- ・事故報告対象未満の供給支障であっても、台風豪雨等にあっては、迅速に被害を把握することが、その後の復旧活動には重要となる。
- ・令和2年、当省より台風・豪雨時の報告対応を示し、被害情報の共有に係る認識・役割を整理し、業界内への展開を行い運用開始。

1. 発動条件・対象事業者

供給エリアにおいて、下記の(1)又は(2)の状態となった場合は、対応を開始ください。

- (1)警戒レベル4相当の「土砂災害警戒情報」等が概ね4時間以上継続発表
 - (2)市町村から警戒レベル4「避難勧告」や「避難指示(緊急)」が発令
- ※(1)については、短時間の警戒レベル4等の場合には報告不要。

2. 報告、確認経路

監督部及びJGA又はJCGAへ報告してください。

開始報告については、専用様式を用いることとし、報告はメール等とする。

3. 報告対象

発動条件に記載のエリアで発生した、明らかに台風影響と判断される下記の事象のみです。

- (1)土砂崩壊等による本支供給管の折損に伴う、100戸未満の供給支障対象外：
 - ・差水による供給支障
 - ・建物崩壊、浸水等の需要家側に伴う、予防保全のためのガス供給停止
- (2)早急に防護が必要とされる高圧、中圧の導管露出
- (3)供給支障に至る卸供給の途絶等（卸供給先から報告）対象外：
 - ・別系統でバックアップ可能

4. 報告単位

- ・供給支障は10戸単位で記載する。
- ・導管露出、卸供給の途絶等は1事象毎とする。

- 第 1 報は覚知後速やかに報告し、定時報告（9、12、16 時）とするが、大きな状況変化がない場合は報告を省略する。
- ガス事故報告に該当する供給支障発生時は速やかに報告する。
- 報告対象がない場合は、報告不要とする。

5. 終了条件

下記の(1)及び(2)の状況となった場合とする。

- (1)警戒レベル 3 以下に低下後 24 時間経過
- (2)全報告対象の保安措置完了（報告対象なし含む）

レベル 3 以下になった場合は、緊急性を有する事象の発生リスクが低減したことから、報告頻度は保安措置を完了した時点とする。